

[事例問題 1] (50点)

【問題】

問1 起案

原告訴訟代理人の立場に立って、別紙1（甲第2号証・特許公報）及び別紙2（原告代表者（甲山太郎）の言い分）に基づいて、別紙3（訴状）の空欄1～9に記載すべき文章を起案してください。

なお、以下の注に留意してください。

注1 現在施行されている法令と現在存在する全ての判例に基づいて起案してください。

注2 甲第1号証の添付は、省略しています。

注3 弁護士費用及び弁理士費用相当額の損害賠償金の請求はしないものとします。

注4 遅延損害金の起算日は、訴状送達日の翌日からとしてください。

注5 空欄の大きさは、解答すべき内容及び分量と関係ありません。

注6 均等論は主張しないものとします。

注7 この問題の事例は、架空の事案です。

問2 小問

(1) <事案>

甲は、乙による製品Aの製造販売が甲の特許権Pを侵害しているとしてその差止めを求める仮処分を申し立て、特許権Pに基づく差止めの仮処分命令が発令され乙に送達された。乙は当該仮処分命令に従い製品Aの製造販売を直ちに停止して、300万円をかけて特許権Pの侵害とならない製品Bへの設計変更を行い、製品Bの製造販売を行ったが、製品Bの製造上の欠陥のために利益を得どころか、取引先から当該欠陥を理由に製品Bの返品を受けた上、取引先に対して1000万円の賠償責任を負うことになった。

乙は、上記仮処分手続において特許権Pの無効を主張することができなかったが、引き続き先行技術の調査を行っていたところ、特許権Pに係る特許出願前に甲が頒布した刊行物中に特許権Pに係る発明と同一の発明が記載されていることが判明したため、これを引用例として、特許権Pに係る発明の特許について無効審判を特許庁に請求した。当該無効審判請求事件において、特許権Pに係る発明は新規性を欠くため、当該発明に係る特許を無効とする旨の審決が下され、当該審決は確定した。

特許権Pについて特許を無効とする旨の審決が確定したことから、乙は、上記仮処分命令の取消しを裁判所に申し立て、上記仮処分命令は取り消された。

なお、この時点で、乙による製品Aの製造販売について、甲の乙に対する特許権Pに基づく特許権侵害差止等請求を認める本案判決が確定しているという事情はない。

上記事案を前提に、以下のア及びイの問いに解答してください。

ア 乙は、仮処分命令の送達から無効審決の確定による当該仮処分命令の取消しまでの間、製品Aの製造販売ができなかったことにより、本来得られるはずであった利益である1200万円を得ることができませんでした。これについて、乙は甲に対していかなる請求をすることが考えられますか。

① 請求の根拠となる法令名とその条文を解答してください。

② 上記①の根拠による請求が認められるための要件と、本事実関係において当該要件に該当する事実を、複数の要件がある場合は要件毎にそれぞれ解答してください。

イ 乙は、製品Bへの設計変更への費用300万円と製品Bの欠陥のために負うことになった賠償金1000万円についても甲に請求したいと考えていますが、認められますか。上記ア②のうち特にここで争点となる要件を指摘したうえで、判断基準を示し、本事実関係において結論と理由を解答してください。

(2) <事案>

甲と乙は、A特許権の共有権利者である。持分の割合は甲が7、乙が3である。但し、甲は、A特許権に係る発明（以下「本件発明」という。）の実施品を製造販売しているが、乙は全く本件発明を実施していない。丙は、何ら正当な理由がないにもかかわらず、本件発明の実施品（以下「丙製品」という。）を製造販売している。

上記事案を前提に、以下のア～ウの問いに解答（実定法上の根拠があればその条文も引用してください。）してください。なお、ア～ウはそれぞれ独立した設問です。

ア 甲が単独で原告となり、丙を被告として、丙製品の製造販売の差止めを請求する訴訟を提起できるか否かについて、その結論と根拠を解答してください。

イ 丙は、甲より警告状を受け取ったため、A特許権について無効審判を請求することを検討している。ただ、乙は丙にとって主要な取引先であるため、乙に対する関係では対立することを避けたいと考えている。丙は、甲のみを被請求人として、A特許権について無効審判請求をすることができるか否かについて、その結論と根拠を解答してください。

ウ 丙は、甲と乙より警告状を受け取ったため、甲と乙を被請求人として、A特許権について無効審判を請求し、特許庁により、A特許権について無効の審決が下された。乙は甲に対し当該無効審決に対して争う意思は無いと通告したが、甲としては審決取消訴訟を提起したいと考えている。甲が単独で原告になり審決取消訴訟を提起できるか否かについて、その結論と根拠を解答してください。

(19) 日本国特許庁 (J P) (12) 特 許 公 報 (B 2) (11) 特許番号
特許第○○○○○○○○号
(P○○○○○○○○)
(45) 発行日 平成 28 年 ○ 月 ○ 日 (2016. ○. ○) (24) 登録日 平成 28 年 2 月 10 日 (2016. 2. 10)

(51) Int.Cl. F1
(略) (略)

請求項の数 1 (全 8 頁)

(21) 出願番号	特願 2008-000000 (P2008-000000)	(73) 特許権者	000000000
(22) 出願日	平成 20 年 1 月 17 日 (2008. 1. 17)		株式会社 甲山製作所
(65) 公開番号	特開 2009-000000 (P2009-000000A)		東京都中央区 ○ ○ 町 ○ 丁目 ○ 番 ○ 号
(43) 公開日	平成 21 年 7 月 27 日 (2009. 7. 27)	(74) 代理人	000000000
審査請求日	平成 ○ ○ 年 ○ 月 ○ 日 (200 ○ . ○ . ○)		弁理士 乙 山 一 郎
		(72) 発明者	○ ○ ○ ○
			東京都中央区 ○ 町 ○ 丁目 ○ 番 ○ 号
		審査官	○ ○ ○ ○
			(略)

(54) 【発明の名称】 粉粒体の混合及び微粉除去装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

排気口にガス導管を介して吸引空気源を接続した流動ホッパーと、該流動ホッパーの出入口と縦方向に連通した縦向き管とこの縦向き管に横方向に連通され材料供給源からの材料が供給される横向き管とからなる供給管と、該供給管に接続された一時貯留ホッパーとからなり、

前記供給管の横向き管における最下面の延長線の近傍位置または該延長線より上方位置に、材料の充填レベルを検出するためのレベル計を設けてなることを特徴とする粉粒体の混合及び微粉除去装置。

【発明の詳細な説明】

10

【 0 0 0 1 】

【発明の属する技術分野】

本発明は、プラスチック成形材料、医薬品材料、加工食品材料等の粉粒体（本明細書では単に材料とも言う。）を混合するとともに、該粉粒体に付着している微粉（ダストも含む広義のものをいう）を除去する、粉粒体の混合及び微粉除去方法とその装置に関する。

【 0 0 0 2 】

【従来の技術】

従来のこの種の粉粒体の混合装置は、図 3 及び図 4 に示すようなものが知られている。このものは、輸送管 8 0 を介して材料供給源 9 1 と接続した混合ホッパー 8 1 に、ガス導管 9 4 を介して吸引空気源 9 6 を接続し、前記混合ホッパー 8 1 の出入口に接続された材料の排出導通路 8 4 には下方から上方に向けて上り勾配の輸送短管 8 0 a を接続するとともに、排出導通路 8 4 の軸線イと輸送短管の軸線ロとが交差する角 θ を鋭角とし、さらに前記排出導通路 8 4 の下端部には中程位置にレベル計 8 6 を設けたチャージホッパー（一時貯留ホッパー） 8 5 を接続している。このような構成によって、吸引空気源 9 6 の気力により混合すべき材料を前記輸送短管 8 0 a を介して混合ホッパー 8 1 内に吸引輸送するとともに混合し、前記吸引空気源 9 6 が稼働を停止すると、その混合済み材料は前記チャージホッパー 8 5 内へ落下するようにしてなるものである。

20

【 0 0 0 3 】

上記従来例では、輸送短管 8 0 a は混合ホッパー 8 1 の材料の排出導通路 8 4 に対して

下方から上方に向けて上り勾配にして接続しているため、材料供給源 9 1 からの材料は、吸引空気源 9 6 の気力により輸送短管 8 0 a を介して前記混合ホッパー 8 1 内へスムーズに輸送され、吸引空気源 9 6 の気力により混合されるものであるから、機械的な攪拌手段や混合手段を設ける必要がない。そのため、混合材料を機械的に破損したりするのを防止できるなどの多くの利点を有している。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、前記従来例の混合装置によれば、一時貯留ホッパー(チャージホッパー) 8 5 には中程位置にレベル計 8 6 を設けており、合成樹脂成形機 9 7 が材料を消費して材料のレベルがレベル計 8 6 の位置より下方に至れば混合ホッパー 8 1 への次回材料の輸送が開始されるようになっている。すなわち、次回材料が輸送される時には、輸送短管 8 0 a の出口とレベル計 8 6 の位置との間には空間ができた状態になっている。そのような状態で輸送が開始されると、材料の大部分は混合ホッパー 8 1 へ吸引輸送されるものの、材料の一部は未混合のまま一時貯留ホッパー 8 5 へ直接に落下してしまうという問題が生じていた。

10

【0005】

そこで、本出願の請求項 1 に記載の発明は、上記に記載の問題を解消するために提案された発明であって、材料が未混合のまま一時貯留ホッパーへ直接に送られるのを防止することを目的としている。

【0006】

20

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するため提案された請求項 1 に記載の装置によって実施される方法は、流動ホッパーと一時貯留ホッパーとの間に縦向き管と横向き管からなる供給管を設け、材料供給源からの材料を吸引空気源の気力により前記供給管を介して流動ホッパー内に吸引輸送するとともに混合し、その混合済み材料を前記一時貯留ホッパー内へ落下するようにする操作を繰り返しながら行なう粉粒体の混合及び微粉除去方法において、流動ホッパーへの材料の輸送は、前回輸送の混合済み材料が流動ホッパーから一時貯留ホッパーへと降下する際に、前記混合済み材料の充填レベルが供給管の横向き管における最下面の延長線の近傍または該延長線よりも下方に降下する前に開始するようにすることを特徴とする。

【0007】

30

請求項 1 に記載の発明は上記方法を実施する装置であって、排気口にガス導管を介して吸引空気源を接続した流動ホッパーと該流動ホッパーの出入口と縦方向に連通した縦向き管と、この縦向き管に横方向に連通され材料供給源からの材料が供給される横向き管とからなる供給管と、該供給管に接続された一時貯留ホッパーとからなり、前記流動ホッパーの出入口は、前記供給管のみと連通してあり、前記供給管の横向き管における最下面の延長線の近傍位置または該延長線より上方位置に、前記吸引空気源を停止する前に混合された混合済み材料の充填レベルを、前記吸引空気源を停止している場合に検出するためのレベル計を設けてなることを特徴としている。

【0008】

なお、請求項 1 の発明において、横向き管とは縦向き管に対して任意の角度で交差する管ということであり、上向き、下向き、水平等いずれの方向のものも含まれるものとし、交差する角度には限定されないものとする。また縦向き管とは略縦向き管ということであり、中を通る材料が上方から下方へ降下ないしは落下することが可能であればよく、垂直である必要はない。

40

【0009】

【作用】

請求項 1 に記載の装置によって実施される方法によれば、材料は吸引空気源の吸引気力により流動ホッパー内へ吸引輸送されて混合され、吸引空気源が停止すると一時貯留ホッパーへ落下する。その際、第 1 回目の吸引輸送時には一時貯留ホッパー内は勿論のこと、横向き管における最下面の延長線の近傍または該延長線よりも下方の縦向き管は空の状態に

50

なっている。このため、材料の大部分は流動ホッパー内へ吸引輸送されるものの、材料の一部はその重力により空状態の一時貯留ホッパー内へ未混合のまま落下する。

【0010】

このようにして、一時貯留ホッパーの下方には未混合の材料が混じってしまうが、この第1回目の材料は後工程（成形機など）の調整運転用材料として消費され、次の材料は第1回の材料のレベルが横向き管における最下面の延長線の近傍または該延長線よりも下方に落下する前に開始されるものであるから、第2回目以降の吸引輸送においては、横向き管における最下面の延長線の近傍または該延長線よりも下方には材料が充填された状態になっている。従って、吸引輸送される材料はその充填された材料によって一時貯留ホッパーへの落下は阻止され、未混合のまま一時貯留ホッパーへ落下するという問題が解消する。

10

【0011】

請求項1記載の装置によれば、供給管の横向き管における最下面の延長線の近傍または該延長線よりも上方位置には、材料の充填レベルを検出するためのレベル計が設けられている。すなわち、材料の吸引輸送を、充填レベルが横向き管における最下面の延長線の近傍または該延長線よりも下方に落下する前に開始する際のその開始時点は、該延長線よりも上方に設けられたレベル計によって正確に捉えることができるようになっている。従って、この装置では材料が未混合のまま一時貯留ホッパーへ落下することはない。

【0012】

そして、レベル計が前記延長線の線上に設けられている場合には、その延長線よりも上方は空の状態になっているので何等の抵抗もなくスムーズに吸引輸送される。また、レベル計が該延長線よりも上方位置に設けられている場合には、該延長線の位置とレベル計との間には材料が充填された状態になっているが、その充填層は吸引空気の気力により供給管からの材料と一緒に流動ホッパーへ吸引されるものであるから吸引輸送に支障を来すことはない。

20

【0013】

【発明の実施の形態】

本発明の実施の形態を図1及び図2に基づいて以下に説明する。図1は粉粒体の混合及び微粉除去装置の縦断面図、図2は図1の装置を適用した一例を示す説明図である。

本発明の粉粒体の混合及び微粉除去装置1は、図1に示すように、大別して、流動ホッパー2と、流動ホッパー2の出入口2aと連通した中間管3（中間管3は必須ではない）と、流動ホッパー2の出入口2aと前記中間管3を介して縦方向に連通した縦向き管4Aと、縦向き管4Aに横方向に連通した横向き管4Bと、縦向き管4Aと連通した一時貯留ホッパー6とからなっている。前記縦向き管4Aと横向き管4Bとは供給管4を構成する。

30

【0014】

このように構成された粉粒体の混合及び微粉除去装置1は、例えば図2に示すように、プラスチック成形機10に接続してプラスチック製品を製造する場合などに利用される。

【0015】

すなわち、図2に示すように、前記流動ホッパー2の下部は、中間管3と供給管4を介して輸送管11が接続されているとともに、該輸送管11には複数の材料供給源12・・・12が接続されている。また、流動ホッパー2の上部に形成された排気口22には、ガス導管15を介してブロワや真空ポンプ等の吸引空気源16が接続されている。この吸引空気源16の吸引気力により、各材料供給源12内の混合すべき材料を供給管4及び中間管3を介して流動ホッパー2内に吸引輸送して各材料がよく混合されるようにしてある。

40

各材料供給源12の出口にはロータリーフィーダーやテーブルフィーダー等の任意の計量機13が設けてあり、この計量機13により各材料供給源12からの各種材料を所望量ずつ前記輸送管11中へ輸送するようにしてある。輸送管11の基端部にはフィルター14が取り付けられている。

【0016】

流動ホッパー2は、円筒状のホッパー本体部2bと、ホッパー本体部2b下部に連続形

50

成したコニカル部 2 c と、ガス導管 1 5 と連通する排気口 2 2 を有する天蓋 2 1 とからなっている。ホッパー本体部 2 b と天蓋 2 1 との間には、材料を通さずに輸送用気体と微粉とを通すフィルター 2 3 が設けてある。

【0017】

流動ホッパー 2 のホッパー本体部 2 b と天蓋 2 1、及びホッパー本体部 2 b とコニカル部 2 c との結合構造は任意に選定できる。本実施形態では、図 1 に示すように、流動ホッパー 2 のホッパー本体部 2 b と天蓋 2 1 とは環状のフランジ 2 4、2 1 a 同士を締付けノブ 2 9 で固定するとともに、前記フランジ 2 4 とコニカル部 2 c 上端部の環状のフランジ 2 5 との間にホッパー本体部 2 b を挟持させ、両フランジ 2 4、2 5 間に立てた複数の支柱 2 6 と該フランジ 2 4、2 5 とをボルト 2 7 で締め付け固定している。また、天蓋 2 1 のフランジ 2 1 a とフランジ 2 4 との間には前記フィルター 2 3 が挟持してあり、このフィルター 2 3 は締付けノブ 2 9 を締付けることにより固定されている。

10

【0018】

中間管 3 は、上端部を流動ホッパー 2 のコニカル部 2 c 底部に形成したフランジ 3 0 に嵌装し、下端部を縦向き管 4 A の上端部に接続した上部フランジ 4 1 に嵌装して、フランジ 3 0 と上部フランジ 4 1 とで挟持し、両フランジ 3 0、4 1 間に立てた複数の支柱 3 4 と該フランジ 3 0、4 1 とをボルト 3 5 で締め付け固定する。なお、図 1 で 3 6 はパッキンである。

【0019】

縦向き管 4 A と横向き管 4 B とは、T 字形を横倒しした形状にして一体に形成してあり、前記縦向き管 4 A の上端部は流動ホッパー 2 の出入口 2 a と中間管 3 を介して間接に接続するとともに、下端部は一時貯留ホッパー 6 に接続してある。すなわち、これを詳しく説明すると、上部フランジ 4 1 に形成した連通孔 4 1 a の口縁部に、縦向き管 4 A の上端縁部を溶接などで固着する。一方、縦向き管 4 A の下端部は環状の下部フランジ 4 2 に溶接などで一体に固着されている。前記下部フランジ 4 2 は、一時貯留ホッパー 6 の上端部に形成された環状の上部フランジ 7 とガスカート 8 を介して接合して、両フランジ 4 2、7 をクランプバンド 9 で締付けて固定している。また、一時貯留ホッパー 6 の下端部には下部フランジ 6 1 が溶接等で固定され、該下部フランジ 6 1 を図 2 に示す如くプラスチック成形機 1 0 に載置してボルト等で固定する。

20

【0020】

横向き管 4 B は、材料供給源 1 2 に接続された輸送管 1 1 の先端と接続され、横向き管 4 B の前端に形成されたフランジ 5 1 と、輸送管 1 1 の先端部に形成されたフランジ（図示せず）とを突き合わせ、その突き合わせ部をクランプバンド又はボルト等で結合する。そして、流動ホッパー 2 より垂設された縦向き管 4 A の軸線と横向き管 4 B の軸線とが交差する角が 90 度となるように、つまり横向き管 4 B が水平となるように形成してあるが、角度は材料が詰まらない範囲であれば傾いていてもよい。

30

【0021】

横向き管 4 B から供給される粉粒体（材料）M の充填量（供給量）を検出するため、横向き管 4 B における最下面 5 の延長線 L の近傍位置または該延長線 L より上方位置には、レベル計 7 0 が設けてある。

40

【0022】

レベル計 7 0 を図 1 の実線で示した 7 0 の位置（つまり中間管 3 の上部）位置に設けた場合は、材料の充填レベルがレベル計 7 0 の位置まで降下すると、次回材料の吸引輸送が開始され、吸引輸送される材料は延長線 L とレベル計 7 0 との間にある材料と一緒に流動ホッパー 2 に送られ混合される。そして、混合された材料は吸引が停止すると、残っている前回材料の上に落下して積み増しされ、流動ホッパー 2 の下方にも貯留された状態になる。貯留された材料は一時貯留ホッパー 6 の下方から成形機等に順次送られて消費され、材料の充填レベルがレベル計 7 0 の位置まで降下すると次回の吸引輸送が開始されるようになっており、これが繰り返される。

【0023】

50

図 1 の点線で示すように、レベル計 7 0 を図 1 の延長線 L 近くに設けた場合にも、材料の充填レベルがレベル計 7 0 の位置まで降下すると、次回材料の吸引輸送が開始される。この場合は、延長線 L の上方に材料がない状態で開始される。そして、前記中間管 3 の位置に設けた場合と同様に、混合された材料は吸引が停止すると、残っている前回材料の上に落下して積み増しされ、流動ホッパー 2 の下方にも貯留された状態になる。貯留された材料は一時貯留ホッパー 6 の下方から成形機等に順次送られて消費され、材料の充填レベルがレベル計 7 0 の位置まで降下すると次回の吸引輸送が開始されるようになっており、これが繰り返される。

【 0 0 2 4 】

上述のようにレベル計 7 0 は延長線 L より近傍又は上方の位置に設けているので、延長線 L より下方は常に満杯の状態になっており、吸引輸送される材料が未混合のままで一時貯留ホッパー 6 へ落下するような現象は生じない。 10

また、混合済み材料は流動ホッパー 2 にも貯留することができるようになっているので、一時貯留ホッパー 6 の容量は小さくすることができる。

また、供給管 4 には T 字形管が用いられているので、Y 字形管に比べて製作費が低廉である。

【 0 0 2 5 】

材料に付着又は混入しているダスト等の微粉は、流動ホッパー 2 内で吸引空気源 1 6 の気力により材料と分離捕集されて、フィルター 2 3 とガス導管 1 5 を経てバッグフィルター等の集塵装置 1 7 で捕集される。 20

【 0 0 2 6 】

【変形例】

図 1 において、中間管 3 は必須なものではなく、これを省略して、縦向き管 4 A の上端部を流動ホッパー 2 の下端部に直接に接続することもできる。

【 0 0 2 7 】

レベル計 7 0 は、横向き管 4 B における最下面 5 の延長線 L の近傍位置が好ましいものであり、その近傍位置とは L より少しばかり下方位置であってもよいことを意味する。

【 0 0 2 8 】

【発明の効果】

請求項 1 記載の装置によって実施される方法によれば、材料の吸引輸送は第 1 回目の材料の充填レベルが横向き管における最下面の延長線の近傍または該延長線よりも下方に降下する前に開始されるものであるから、横向き管における最下面の延長線の近傍または該延長線よりも下方には材料が充填された状態になっていて、吸引輸送される材料はその充填された材料によって一時貯留ホッパーへの落下が阻止されるものであり、未混合のまま一時貯留ホッパーへ落下するという問題は解消する。 30

【 0 0 2 9 】

請求項 1 記載の発明によれば、供給管の横向き管における最下面の延長線の近傍または該延長線よりも上方位置には、材料の充填レベルを検出するためのレベル計が設けられているものであるから、材料を吸引輸送する際の開始はレベル計からの信号によって正確に捉えることができ、材料のレベルが横向き管における最下面の延長線の近傍または該延長線よりも下方に降下する前に開始することができるようになっており、材料が未混合のまま一時貯留ホッパーへ落下するという現象を防止した装置が提供できる。 40

【図面の簡単な説明】

【図 1】 本発明の実施形態例の粉粒体の混合及び微粉除去装置の縦断面図である。

【図 2】 図 1 の装置を適用した一例を示す説明図である。

【図 3】 従来の粉粒体の混合装置の縦断面図である。

【図 4】 図 3 の装置を適用した一例を示す説明図である。

【符号の説明】

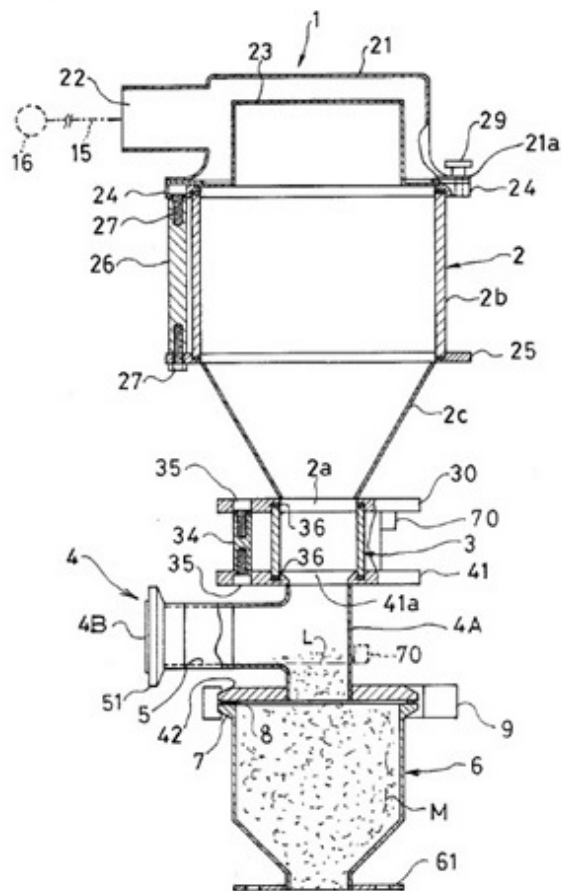
- 1 粉粒体の混合及び微粉除去装置
- 2 流動ホッパー

(6)

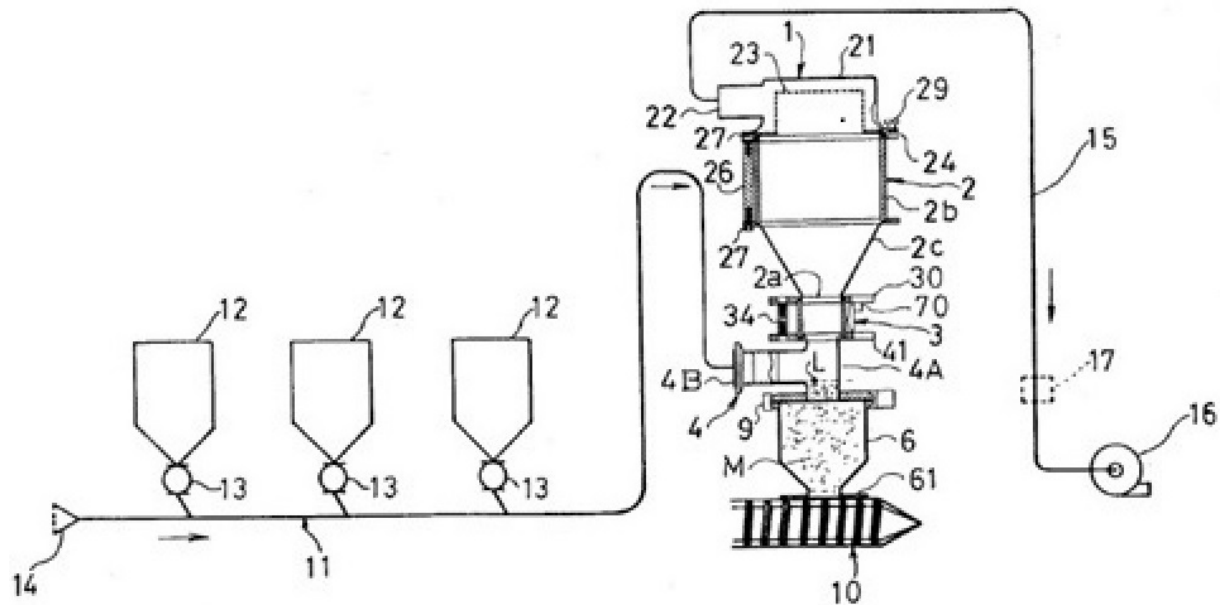
3	中間管	
4	供給管	
4 A	縦向き管	
4 B	横向き管	
5	最下面	
6	一時貯留ホッパー	
1 0	プラスチック成形機	
1 1	輸送管	
1 2	材料供給源	
1 6	吸引空気源	10
2 1	天蓋	
2 2	排気口	
7 0	レベル計	
L	延長線	
M	粉粒体（材料）	
8 0	輸送管	
8 1	混合ホッパー	
8 2	接続管部	
8 3	セパレーター	
8 4	排出導通路	20
8 5	チャージホッパー（一時貯留ホッパー）	
8 6	レベル計	
9 1	材料供給源	
9 2	計量機	
9 3	フィルター	
9 4	ガス導管	
9 5	集塵装置	
9 6	吸引空気源	
9 7	合成樹脂成形機	

(7)

【図 1】

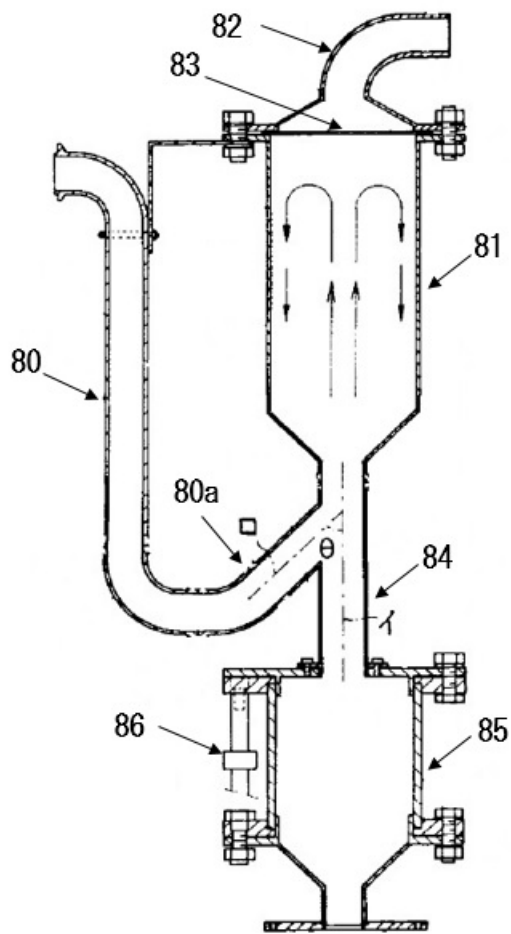


【図 2】

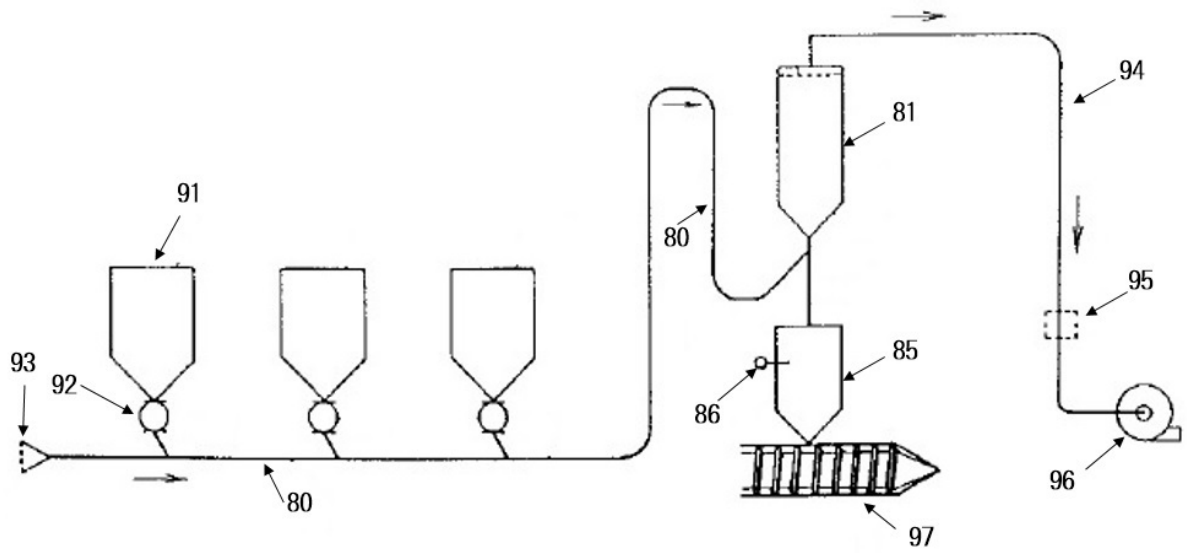


(8)

【図 3】



【図 4】



原告代表者（甲山太郎）の言い分

1. 当社は、化学、製薬、食品等工業用の機械の製造、販売等を行っています。
本日は、当社の特許権がライバル企業である株式会社乙川工業（以下「乙川」といいます。）によって侵害されている件で御相談に上がりました。
2. 当社は、粉粒体の混合及び微粒除去に関する装置の発明をし、平成20年1月17日に特許出願し、平成28年2月10日に特許登録されました（以下「当社特許権」といい、当該発明を「当社発明」といいます。）。
当社特許権の内容は、持参した特許登録原簿謄本と特許公報を御覧ください。
3. 当社は平成21年から当社発明の実施品である装置（以下「当社製品」といいます。）を製造、販売しています。当社製品は、特許公報の図1に記載の装置と同じです。当社製品を購入した取引先は、特許公報の図2に記載のような工場設備の中心となる装置として当社製品を使用しています。
当社製品は、従来の同種の装置に比べ、材料が未混合のまま一時貯蓄ホッパーへ落下することがないという優れた性能を有するため、徐々に業界内で評判となり、1台200万円という高めの価格設定で、当社の利益率が30パーセントもあつたにもかかわらず、順調に売上げが伸びていました。
平成28年6月頃のことですが、乙川から本件特許のライセンスを受けたいとの申出があり、当社と乙川はライセンスの交渉をしたことがあります。当社特許権について他社とライセンス契約をしたことはありませんでしたが、仮にライセンス契約をする場合、業界の相場からして実施料はライセンシーの販売価格の3パーセント程度だという話を乙川にしたところ、乙川は高すぎると言って、ライセンス契約の話はなくなりました。
4. ところが、平成28年の末頃から、当社製品の売上げが極端に落ち込むようになりました。
そこで、取引先に問い合わせるなどして調査したところ、乙川が、平成28年11月初めから、当社製品と似たような製品（商品名：パワーミックスホッパー。以下「乙川製品」といいます。）を製造したうえ、複数の取引先にパンフレットを配布するなど販売を持ち掛け、1台当たり100万円で販売を開始し、現在までに合計510台販売していることが判明しました。乙川の利益率については、正確には分かりませんが、当社よりもかなり低いことは間違いのないと思います。

なお、当社は平成25年に工場を増強したところであり、当社製品を1か月で100台程度は製造することができます。

5. 乙川製品を購入した取引先に頼んで乙川製品を見せてもらい、詳しく調べました。乙川製品は、準備しました図面（別紙3訴状の被告製品説明書の図面）に記載の構造のものでした。縦向き管（4A）の下に別の材質の縦向きの管が溶接で接続されて縦向き管（4A）が延伸されているような構造でした。この延伸している部分を延伸部と呼ぶことにしますが、吸引空気源を停止させると、流動ホッパー（2）で混合された材料がこの延伸部へと降下してそこで溜まっていくことが分かりました。ただし、延伸部の容量は大きくはありません。そこで、延伸部の下に容量の大きな一時貯留ホッパーを接続して使用しているユーザーが高い割合でいることも分かりました。このことも乙川は、最初から知っているはずです。

6. 当社は、乙川による乙川製品の製造、販売は当社特許権を侵害する、との平成29年3月30日付警告書を内容証明郵便で乙川宛てに発送し、翌日に乙川に到達しました。

これに対し、乙川は、同年4月14日付内容証明郵便で回答書を返してきましたが、それには以下のとおりの記載があり、侵害を争う姿勢を示しています。

「乙川製品は、下部に、一本の長い縦向きの管とその側部に横向きの管が接続されているだけで、貴社特許権の特許請求の範囲でいう『一時貯留ホッパー』が備わっていません。

また、貴社特許権の特許請求の範囲には『粉粒体の混合・・・装置』とあります。『混合』とは複数の異種材料を混ぜ合わせることをいいます。装置で複数の異種材料を混ぜ合わせるのが『粉粒体の混合・・・装置』です。ところが、乙川製品は、異種材料を供給する複数の材料供給源に接続されて材料を供給する輸送管に接続されるもので、その輸送管の中で異種材料は混合されて、既に混合済みとなった状態で乙川製品の横向きの管に供給されます。乙川製品では、混合済みとなった材料を装置内で攪拌・流動させて微細粉を排気により除去するものに過ぎず、『混合』をしていませんから、当社製品は『粉粒体の混合・・・装置』には当たりません。」

7. 「混合」とは、混ぜ合わせることをいうのでしょうから、確かに、輸送管の中で異種材料がある程度混合されて乙川製品に供給されるということはいえます。しかし、輸送管の中での輸送途中での混ぜ合わせは十分なものではありません。そのような輸送管の中での混合状態は当社発明の前からのこの種の従来装置に接

続されていた輸送管で一般に発生していたことで、そのような混合は十分なものではないことから、競合各社は粉粒体の混合装置の開発にしのぎを削ってきたのです。当社発明の装置では、材料を流動ホッパー内で攪拌・流動させることで材料を十分に混合することができ、これは乙川製品でも同じであると思います。

8. また、未混合のまま一時貯留ホッパーへ材料が落下するという従来装置の課題を解決するために、当社発明が採用した構成と同じ構成を採用していると思います。その構成は、従来装置にはなかった本件発明の特徴的な構成で、これを真似されたことは許せません。

9. 乙川には、当社特許権の侵害行為を全て止めてもらいたいと思いますし、できるだけ多くの損害賠償をしてもらいたいと思います。できるだけ多くの損害賠償をしてもらうため、ここで御説明したことは、有利になることは、訴状に記載して構いませんし、乙川が知ることになっても構いません。

また、乙川が回答書に記載してきた主張をしてくるであろうことも予想して、訴状には、当社の請求が認められるように十分な主張をしてください。

以 上

訴 状

平成30年10月15日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 丙 野 一 郎 ⑩
同 弁理士 丁 原 次 郎 ⑩

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都中央区〇〇町〇丁目〇番〇号

原 告 株式会社甲山製作所
上記代表者代表取締役 甲 山 太 郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号 〇〇ビル〇階

丙野法律事務所 (送達場所)

電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

原告訴訟代理人 弁護士 丙 野 一 郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号 〇〇ビル〇階

丁原特許事務所

電 話 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

原告訴訟代理人 弁理士 丁 原 次 郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇

大阪市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号

被 告 株式会社乙川工業
上記代表者代表取締役 乙 川 二 郎

特許権侵害差止等請求事件

訴訟物の価額 金 ○○○○万円

貼用印紙額 金○万○○○○円

請 求 の 趣 旨

- 1

(空欄 1)

- 2 被告は、前項の物件を廃棄せよ。
- 3

(空欄 2)

- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行宣言を求める。

請 求 の 原 因

1 当事者

- (1) 原告は、化学、製薬、製紙、食品、繊維工業用諸機械の製造及び販売並びにこれらに附帯する工事の施工等を目的とする会社である。
- (2) 被告は、合成樹脂加工機械の設計、製作及び販売並びに機械器具設置工事の設計及び施工等を目的とする会社である。

2 本件特許権

- (1) 本件特許権

原告は、次の特許権を有している（甲第1号証（特許登録原簿謄本）、甲

第2号証（特許公報）。以下「本件特許権」といい、本件特許権に係る特許を「本件特許」という。）。

特許番号 第〇〇〇〇〇〇〇号

発明の名称 粉粒体の混合及び微粉除去装置

出願日 平成20年1月17日

登録日 平成28年2月10日

（2）本件特許発明

本件特許の特許請求の範囲の請求項1に記載された発明（以下「本件特許発明」という。）を構成要件に分説すると、以下のとおりである。

- A 排気口にガス導管を介して吸引空気源を接続した流動ホッパーと、
- B－1 該流動ホッパーの出入口と縦方向に連通した縦向き管と
- B－2 この縦向き管に横方向に連通され材料供給源からの材料が供給される横向き管と
- B－3 からなる供給管と、
- C 該供給管に接続された一時貯留ホッパーとからなり、
- D 前記供給管の横向き管における最下面の延長線の近傍位置または該延長線より上方位置に、材料の充填レベルを検出するためのレベル計を設けることを特徴とする
- E 粉粒体の混合及び微粉除去装置

（3）作用効果

本件特許発明の装置によれば、供給管の横向き管における最下面の延長線の近傍または該延長線よりも上方位置には、材料の充填レベルを検出するためのレベル計が設けられているものであるから、材料を吸引輸送する際の開始はレベル計からの信号によって正確に捉えることができ、材料のレベルが横向き管における最下面の延長線の近傍または該延長線よりも下方に降下する前に開始することができるようになっているので、材料が未混合のまま一

時貯留ホッパーへ落下するという現象を防止することができる。

3 被告の行為

被告は、別紙被告製品目録記載の流動ホッパー（商品名「パワーミックスホッパー」。以下「被告製品」という。）について、業として以下の行為を行っている。

（省略）

被告製品の構成は、別紙被告製品説明書（空欄 3 を含む。）記載のとおりである。

4 直接侵害（主位的主張）

（1）本件特許発明の構成要件と被告製品の構成との対比

本件特許発明の構成要件と被告製品の構成とを対比すると、以下のとおりである。

ア 構成要件 A について

（省略）

イ 構成要件 B－1、B－2 及び B－3 について

（省略）

ウ 構成要件 C について

（空欄 4）

エ 構成要件 D について

（省略）

オ 構成要件 E 中「粉粒体の混合装置」であることについて

(空欄 5)

カ 構成要件E中「粉粒体の微粉除去装置」であることについて
(省略)

(2) 以上のとおり、被告製品は、本件特許発明の全ての構成要件を充足するから、本件特許発明の技術的範囲に属する。

5 間接侵害（予備的主張）

仮に被告製品が構成要件Cを充足しないとしても、以下のとおり、被告の行為は、特許法101条2号の間接侵害に該当する。

(1) 本件特許発明に係る物の生産に用いる物であること

被告製品の延伸部に一時貯留ホッパーが接続されれば、当該装置は本件特許発明の全ての構成要件を充足するから、被告製品は本件特許発明に係る物の生産に用いる物である。

(2) 本件特許発明による課題の解決に不可欠なものであること

ア 不可欠性の判断

「発明による課題の解決に不可欠なもの」に当たるか否かの判断は、以下のようなされるべきである。

(空欄 6)

イ 本件への当てはめ

上記アの判断基準を本件に当てはめれば、以下のとおりである。

(空欄 7)

(3) 日本国内において広く一般に流通しているものではないこと

(省略)

(4) 被告の悪意

(空欄 8)

6 原告の損害

(空欄 9)

7 結論

よって、原告は、請求の趣旨記載のと通りの判決を求める。

以上

証 拠 方 法

(省略)

添 付 書 類

(省略)

(別紙)

被告製品目録

製品名を「パワーミックスホッパー」とする装置

(別紙)

被告製品説明書

被告製品の構成は、以下の説明及び図面に記載のとおりである。

流動ホッパー（２）を備え、該流動ホッパー（２）の上端に設けられた天蓋の排気口にエルボ型の排気管（２２）が突設されてホース（図面では省略）を介して吸引空気源（図面では省略）が連結されている。

該天蓋の下側には排気及び微細粉を透過させるフィルタ（図面では省略）が設けられている。

該流動ホッパー（２）の出入口と中間管を介して縦方向に連通した縦向き管（４Ａ）と該縦向き管（４Ａ）の長手方向のほぼ中央に連通した横向き管（４Ｂ）とから成る供給管（４）が設けられている。

(空欄 3)

横向き管（４Ｂ）より上側に、縦向き管（４Ａ）内の樹脂材料のレベルを計測するレベル計（７０）が設けられている。

一端が縦向き管（４Ａ）と連通した横向き管（４Ｂ）の他端は、異種の材料を供給する複数の材料供給源に接続されて材料を供給する輸送管に接続できるように、開口となっている。

【図面】

